

第2次安来市地球温暖化対策実行計画

2021 ▶ 2030

(区域施策編)

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

13 気候変動に
具体的な対策を



令和3年3月



安来市

◇はじめに

世界的に最も深刻な環境問題として捉えられている「地球温暖化」は、私たちの社会生活や経済活動による影響が主な要因である可能性が極めて高いとされています。このまま地球温暖化が進行すると、極端な異常気象の増加や海面上昇、生態系への悪影響や作物収量への影響が懸念され、私たちの健康や生命にまで影響を及ぼすと懸念されています。

安来市では、2013年3月に「安来市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（計画期間：2013年～2020年）を策定し、私たちの快適な生活環境を保全していくために、国が示す基本的な政策の方向性に協力しつつ、「安来市地球温暖化対策地域協議会」と連携して地域の状況を踏まえた温室効果ガスの排出抑制の取り組みを推進してきました。

この間、本市での温室効果ガス排出量を1990年と比較して12%以上削減することを目標指標に「太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用促進」、「子どもから大人まで全ての市民を対象とした環境教育の推進」、「電気自動車等の普及や照明のLED化といった地域環境の整備」、「3Rの推進やレジ袋の使用抑制などの資源循環の推進」を4つの重点施策として取り組みました。しかしながら、削減目標を達成することは困難な状況にあります。

一方国際的には、2015年に国連サミットにおいて193の加盟国が全会一致で「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」を採択し「SDGs（持続可能な開発目標）」を掲げました。同年、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では世界全体における地球温暖化対策の新たな枠組みとして「パリ協定」が合意され、すべての国々が温室効果ガスの削減に取り組むことになりました。

日本においても2016年5月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、国内の温室効果ガス排出量を2030年度までに2013年度と比較して△26%の水準を目指す中期目標を掲げ、長期目標として2050年までに80%の排出削減を目指すとしました。さらに、2020年10月に政府は「2050年カーボンニュートラル宣言」（2050年に日本の温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする）を行い、地球温暖化対策は新たなステージに突入しました。

こうした中、第2次安来市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、省エネルギーの取り組みの推進や再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収源を保全することや環境にやさしい車社会への取り組みの推進、ごみを減らす取り組みの推進、子どもたちへの環境教育への取り組みについて具体化し、地球温暖化防止対策を進めていきます。

また、将来の温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、今後、気候変動の影響リスクが高くなることが予測されています。気候変動による影響により、農作物の品質低下や水害・土砂災害を起こし得る大雨の増加、夏季の熱波による熱中症などの健康被害の増加のおそれがあることから、温室効果ガスの排出抑制などを行う「緩和策」に取り組むことはもちろん、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応策」を進めることも重要であることから本計画に取り入れました。

第 1 章 計画策定の背景、意義

1	地球温暖化とは	1
2	温暖化の進行と影響	3
3	温暖化を取り巻く情勢	5

第 2 章 計画の基本的な考え方

1	計画の目的	7
2	計画の位置づけ	7
3	計画の基本的事項	8

第 3 章 二酸化炭素排出量の現況推計と削減目標

1	現況推計	9
2	将来予測	14
3	削減目標	15

第 4 章 二酸化炭素排出量の削減に向けた施策と取り組み （地球温暖化への緩和策）

1	それぞれの役割	16
2	重点施策	17

第 5 章 地球温暖化への適応策

1	地球温暖化への適応策	22
---	------------	----

第 6 章 計画の推進と進行管理

1	計画の推進	25
2	計画の進行管理	25

第 1 章 計画策定の背景、意義

1 地球温暖化とは

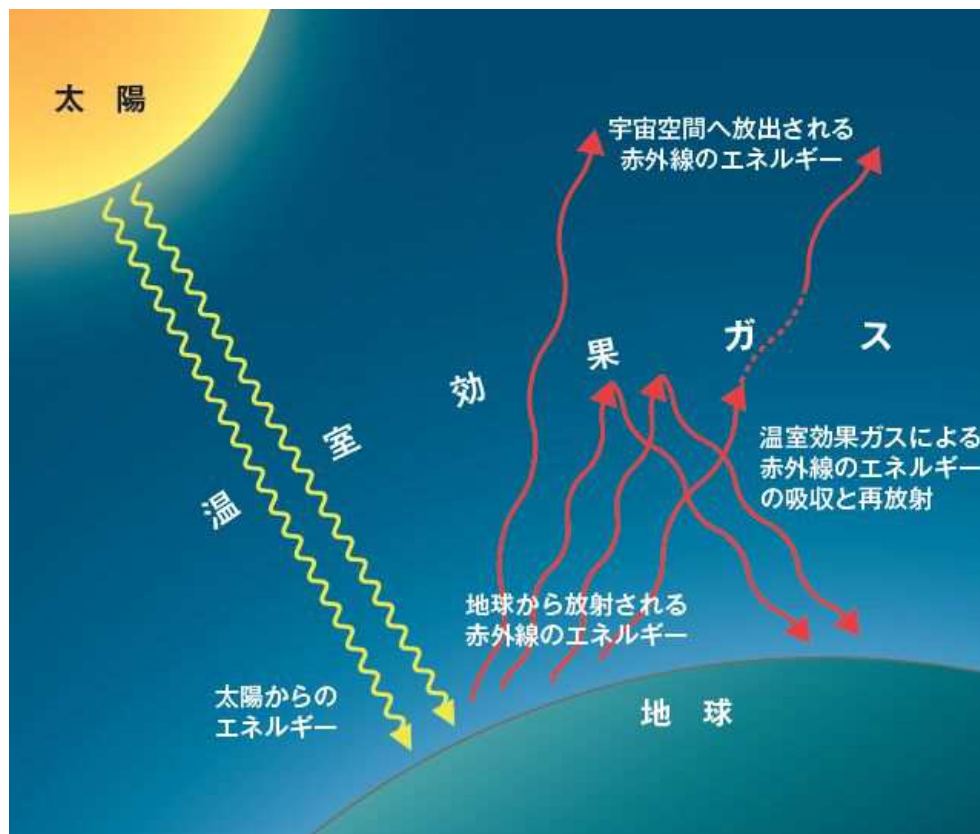
1) 地球を包む大気

地球は全体が大気層に覆われています。その大気層の存在によって、地上の多くの生物がその生命を維持しています。また、大気に含まれる水蒸気、二酸化炭素、メタン、フロンなどのいわゆる「温室効果ガス」の存在が、地球上の気候を生物の生息に適したものにする役割を担っています。

仮にこの温室効果ガスが全く無くなった場合、太陽からの放射エネルギーを受けて地球は常に暖められますが、その温度を適度に保つことができません。現在、地球全体の平均気温は約 14℃に保たれていますが、温室効果ガスが全くなかったとすると平均気温は-19℃に低下すると推定されています。

この温室効果ガスの存在によって、人間をはじめとした生物が快適に暮らすことができます。その一方で、産業革命以降、私たちが石炭や石油を使って多くの二酸化炭素 (CO₂) を排出したことにより、熱は宇宙により逃げにくくなりました。その結果、地球の気温が上昇する「地球温暖化」が引き起こされています。

地球温暖化は地球規模の深刻な環境問題であり、その影響が懸念されています。



2) 温室効果ガス

2015年に我が国が決定した「日本の約束草案」における排出量削減対象となっていて、環境省において年間排出量などが把握されている物質は、二酸化炭素（CO₂）など下表に示す7種類の温室効果ガスがあります。この中で人為的な要因によって増加が著しいものが二酸化炭素です。

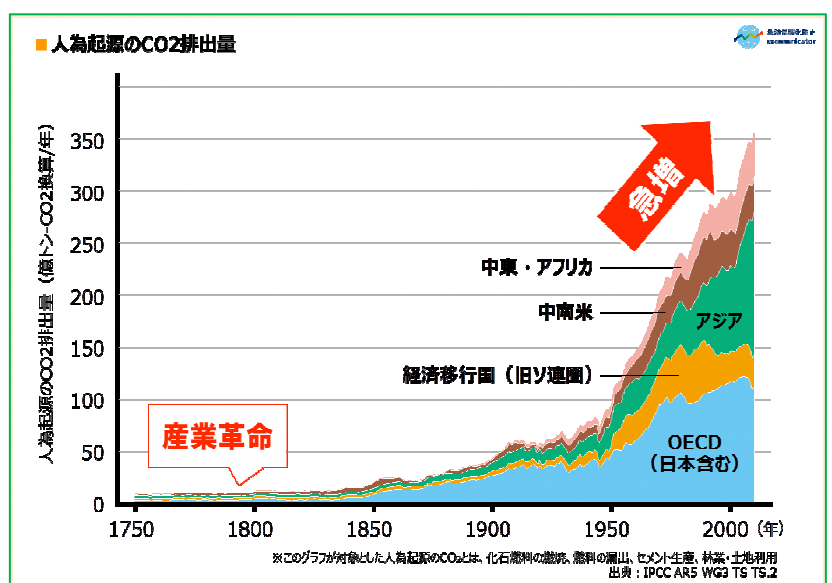
温室効果ガス		特徴
二酸化炭素（CO ₂ ）		<ul style="list-style-type: none"> 化石燃料の燃焼、廃棄物の焼却、工業プロセスによって排出される。 排出量が多いため削減対象とされる7種類の温室効果ガスの中では、温室効果への影響が最も大きい。
メタン（CH ₄ ）		<ul style="list-style-type: none"> 家畜の消化管内発酵、稲作、廃棄物の埋め立て等によって排出される。 CO₂と比べると重量あたり約21倍の温室効果がある。
一酸化二窒素（N ₂ O）		<ul style="list-style-type: none"> 燃料の燃焼、農地への施肥、家畜排せつ物の処理等によって排出される。 CO₂と比べると重量あたり約310倍の温室効果がある。
代替フロン等4ガス	ハイドロフルオロカーボン類（HFC _s ）	<ul style="list-style-type: none"> 冷蔵庫・エアコン等の冷蔵・空調機器の冷媒、エアゾール製品等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。 CO₂と比べると重量あたり約140～11,700倍の温室効果がある。
	パーフルオロカーボン類（PFC _s ）	<ul style="list-style-type: none"> 半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。 CO₂と比べると重量あたり約6,500～9,200倍の温室効果がある。
	六フッ化硫黄（SF ₆ ）	<ul style="list-style-type: none"> 電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。 CO₂と比べると重量あたり約23,900倍の温室効果がある。
	三フッ化窒素（NF ₃ ）	<ul style="list-style-type: none"> 半導体や液晶基板の洗浄などに使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。 CO₂と比べると重量あたり約298倍の温室効果がある。

3) 増えた人為起源の温室効果ガス排出量

国連のもとで活動している「気候変動に関する政府間パネル」IPCC*は、“地球温暖化は、人間活動の影響が主な要因である可能性が極めて高い”と示しています。ここで、人間活動の影響とは、化石燃料を燃やしたり、森林等を伐採することで「温室効果ガス」が増えてしまうことを指します。

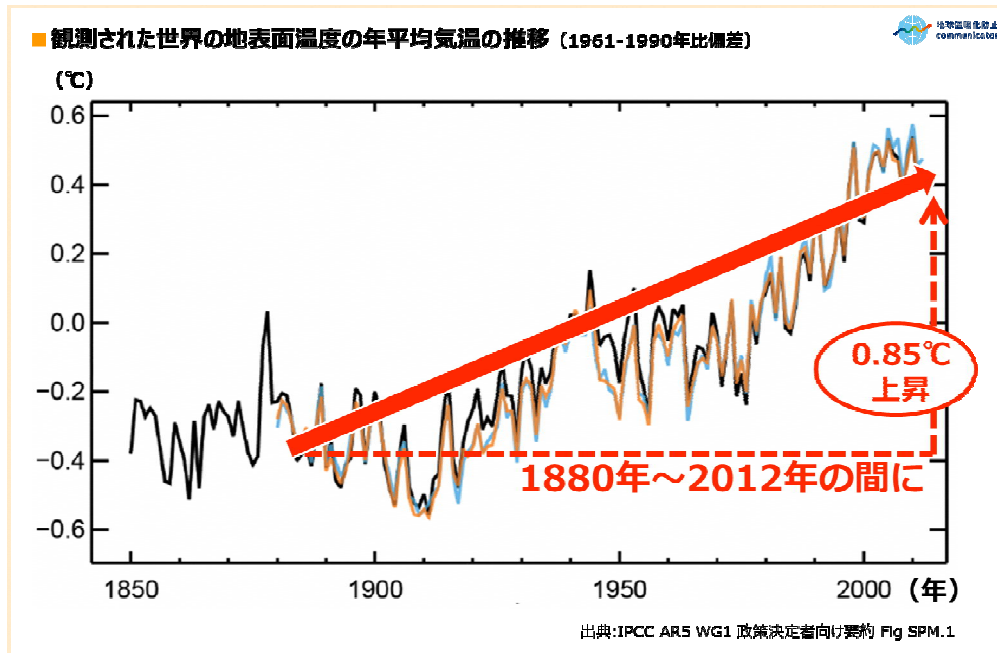
人為的な温室効果ガスは、1970～2010年の間で増加を続けており、特に2000年からの10年間では約100億トンと大幅に増加しています。

*は資料編に用語解説を掲載



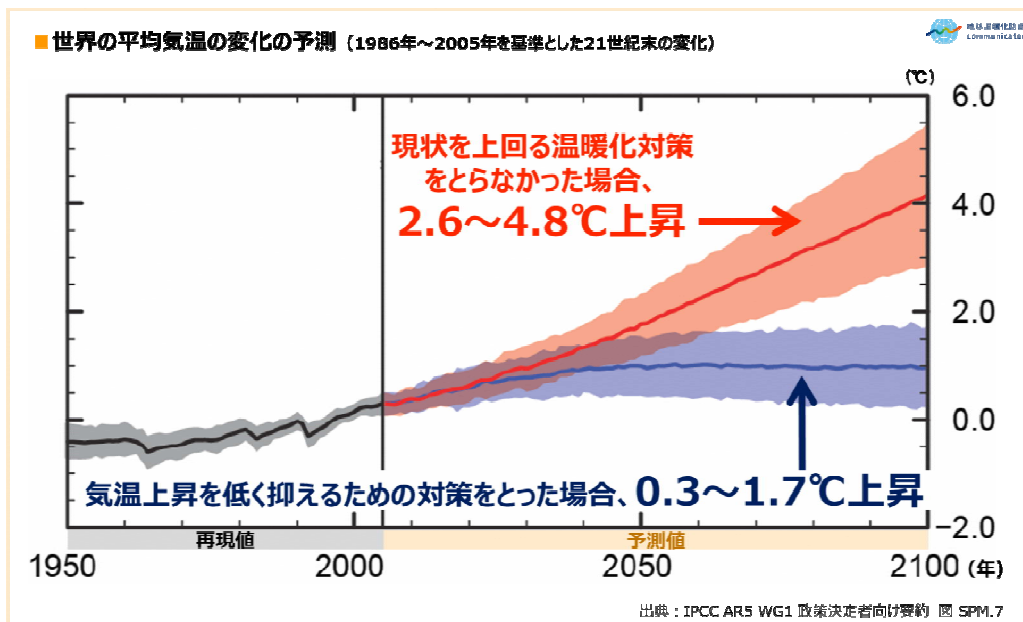
1) 気候変化とその影響に関する観測結果

平均気温、海面水位、積雪面積は過去 100 年で大きく変化しています。こうした状況から気候システムが温暖化に傾いていることは疑う余地はなく、その変化が起因とされる異常気象*も増加しています。世界の平均気温は、1880 年（産業革命初期）から 2012 年までの間に 0.85℃上昇しています。2000 年以降は気温の上昇が止まっているように見えますが、実際には気温は再び上昇しており、2014 年から 2016 年は、3 年続けて最高記録を更新し、1891 年の統計開始以降、2015 年以降の 5 年間で偏差の大きい年の 1~5 位を占めています。



2) 予測される気温上昇

IPCC では、現状を上回る温暖化対策をとらなかった場合、21 世紀末の世界の平均気温は、2.6~4.8℃上昇（赤色の帯）、気温上昇を低く抑えるための対策をとった場合でも 0.3~1.7℃上昇（青色の帯）する可能性が高いと予測されています。



3) 気温上昇による影響予測

地球温暖化というと、気温が高くなってしまふことだけをイメージするかもしれませんが、あるところでは雨の降り方が極端になったり、またあるところでは乾燥傾向になったり、更には海面上昇といった海の変化など、気候への様々な変化が、環境に悪影響を及ぼすと考えられています。

温暖化対策をとらなかった場合、1日の最高気温が30度以上となる真夏日の日数は、更に増加すると予測されています。例えば、東京では21世紀末には現在の日数よりも更に約55日が増えると予測されています。現在の真夏日は年間約50日ですから、21世紀末には年間約105日、1年の約3割が真夏日になるということです。

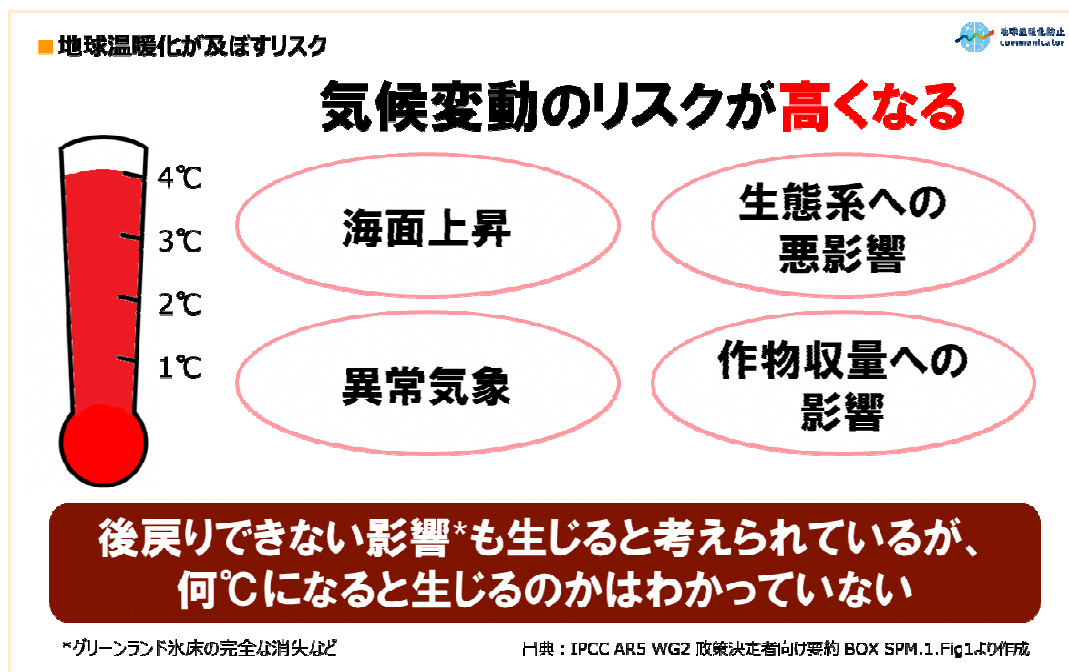
■ 真夏日の日数 (将来予測)

	参考都市例	増加日数	現在の日数
全国		約 49 日	
北日本 日本海側	札幌	約 32 日	約 9 日
北日本 太平洋側	釧路	約 30 日	約 0 日
東日本 日本海側	新潟	約 53 日	約 35 日
東日本 太平洋側	東京	約 55 日	約 50 日
西日本 日本海側	福岡	約 59 日	約 59 日
西日本 太平洋側	大阪	約 63 日	約 74 日
沖縄・奄美	那覇	約 88 日	約 99 日

増加日数は、1981年～2010年までの平均と比べ、2080年～2100年の平均値
出典：気象庁 (2017) 「地球温暖化予測情報第5巻」

IPCC では、産業革命前から気温が1～2℃程度上昇すると、熱波や極端な降水（豪雨）などの異常気象、米や小麦などの収量への影響などに関連するリスクが「かなり高くなるものがある」ことを示しています。さらに、これが3～4℃程度の上昇になると、氷床の大規模な消失によって海面水位が上昇したり、生態系への悪影響など、ほぼ「すべての分野におけるリスクが高くなる」と指摘されています。

こうした脆弱な人間社会や自然環境の存在を考慮すると、「世界平均で何℃の気温上昇であれば安全」という線を引くことはとても難しく、可能な限り温暖化を「緩和」することが必要であることがわかります。



1) 地球温暖化防止に関する国際動向

(ア) 気候変動枠組条約締約国会議 (COP*) における「パリ協定」の採択

1992年に、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」を国連で採択し、地球温暖化対策に世界全体で取り組むことを合意しました。1997年には京都においてCOP3が開催され「京都議定書」が採択されました。これは、2008年から2012年の間に、先進国に法的な拘束力のある削減目標を規定したものです。

さらに、2015年のCOP21では、2020年以降の新たな国際的枠組みである「パリ協定」が採択され、脱炭素社会の実現に向けた世界共通の長期目標として、平均気温の上昇を2°C未満に抑える削減目標を設定することになりました。なお、わが国は、2016年11月8日にパリ協定の締約について、国会の承認を得ています。

【パリ協定の概要】

- ・世界的な平均気温上昇を産業革命以前と比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること
- ・気候変動枠組条約締約の全196ヶ国・地域が参加すること
- ・主要排出国を含むすべての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること
- ・21世紀後半までに排出量と吸収量の収支を均衡させ、排出量を実質ゼロとすること
- ・先進締約国は、全経済にわたる排出の絶対量の削減目標をとることによって、引き続き先頭に立つこと

(イ) 国連サミットにおける「持続可能な開発目標 (SDGs)」の採択

2015年の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、発展途上国のみならず先進国を含むすべての国が2016年～2030年に取り組む国際目標として17の目標が設定されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2) 地球温暖化防止に関する国内動向

2016年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」は、政府が「地球温暖化対策法」及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取り組み方針について」に基づいて策定する、地球温暖化に関する総合計画です。地球温暖化の科学的知見、温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載されています。

我が国の地球温暖化対策の目指す方向は、「科学的知見に基づき、国際的な協調の下で、我が国として率先的に取り組む」というもので、次の大きく3つの取り組みが示されています。

■地球温暖化対策計画の目指す方向



中期目標（2030年度削減目標）の達成に向けた取組

- 国内の排出削減、都市緑化や森林等による吸収量の確保により、**2030年度において、2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）**の水準にするとの中期目標の達成に向けて着実に取り組む。

長期的な目標を見据えた戦略的取組

- パリ協定を踏まえた国際枠組みのもと、主要排出国がその能力に応じた排出削減に取り組むよう国際社会を主導し、地球温暖化対策と経済成長を両立させながら、**長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す。**
- このような大幅な排出削減は、従来の取組の延長では実現が困難である。したがって、抜本的排出削減を可能とする革新的技術の開発・普及などイノベーションによる解決を最大限に追求するとともに、国内投資を促し、国際競争力を高め、国民に広く知恵を求めつつ、長期的、戦略的な取組の中で大幅な排出削減を目指し、また、世界全体での削減にも貢献していくこととする。

世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

- 地球温暖化対策と経済成長を両立させる鍵は、革新的技術の開発である。
- 「環境エネルギー技術革新計画」等を踏まえつつ開発実証を進めるとともに、「エネルギー・環境イノベーション戦略」に基づき、革新的技術の研究開発を強化していく。また、我が国が有する優れた技術を活かし、世界全体の温室効果ガスの排出削減に最大限貢献する。

出典：環境省「地球温暖化対策計画の概要」

日本は、「2030年度において、2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準にする」という中期目標を掲げています。

これを部門別に見ると、家庭部門や業務その他部門では約4割の削減が求められています。これには電気やガスを作る際のCO₂の削減分も含んでいるため、低炭素なエネルギーが早く大幅に増えれば、各部門に求められる割合はもう少し小さくなりますが、様々な工夫にすぐに取り組む必要があります。

環境省は、中期目標を達成するために、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す「COOL CHOICE」（クールチョイス）を展開しています。

■COOL CHOICEとは

- **2030年に2013年度比26%目標達成のための【旗印】**

脱炭素社会づくりに
貢献する製品/サービス/
ライフスタイルなど
あらゆる「賢い選択」を促す

【COOL CHOICE □□】



賢い選択

COOL CHOICEの具体例

- ・ エコカーを買う、エコ住宅にする、エコ家電にする、という「選択」。
- ・ 高効率な照明に換える、公共交通機関を利用する、という「選択」。
- ・ クールビズを実践する、という「選択」。
- ・ 脱炭素なアクションを習慣的に実践するというライフスタイルの「選択」。



第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

温室効果ガスの排出を抑制し、我々の快適な生活環境を保全していくために、基本的な政策の方向性を示す国に協力しつつ、地域の状況を踏まえた取り組みを推進するとともに、地域の住民一人ひとりが問題を意識し、取り組んでいくことが必要となります。

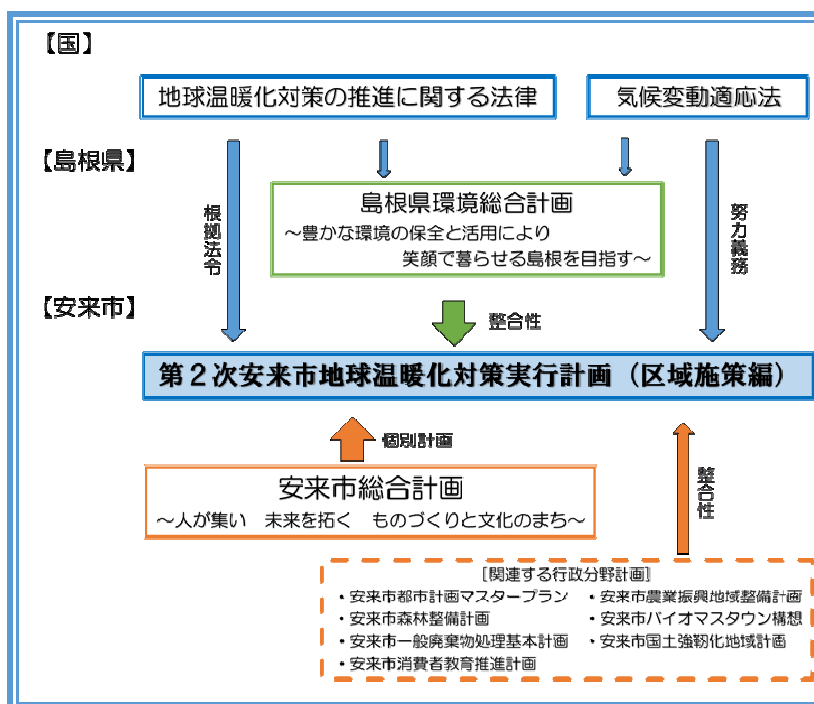
第2次安来市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「本計画」という。）は、市民・事業者・行政の各主体が、それぞれの役割に応じた温暖化対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定します。

2 計画の位置づけ

安来市における各種施策の最上位計画である「安来市総合計画」では、将来像として「人が集い、未来を拓く、ものづくりと文化のまち」を掲げ、「活力・快適・らしさ・つながり・安心」の5つの基本理念のもとそれぞれの分野において将来像の実現に向けた取り組みを展開しています。本計画は、総合計画のうち地球温暖化対策に関する分野の個別計画として「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条3項の規定に基づき策定するものです。

また、国の基本方針、島根県環境総合計画、安来市における関連計画等との整合性を図りつつ、旧計画となる安来市地球温暖化対策地域推進計画及び安来市地球温暖化対策実行計画（第1次）を統合・継承しつつ、本市の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に推進するための施策（緩和策）の計画となります。

なお、2018年に「気候変動適応法案」が閣議決定されたことにより、各自治体において「地域気候変動適応計画」の策定等が努力義務となったことを受け、気候変動の影響による被害を軽減あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目的とした施策（適応策）についても触れています。



1) 温室効果ガスの削減目標

地球温暖化を防ぐためには、温室効果ガス全体の排出量を削減していく必要があります。目標年は島根県環境総合計画と整合を図り、次のとおり定め、目標達成に向けて取り組みを推進していきます。

また、本計画の対象地域は安来市内全域とし、市民の日常生活や事業者の事業活動などのあらゆる場面における温室効果ガスの排出・削減に関する活動が対象になります。

項目	設定
計画期間	2021 ～ 2030年度
削減基準年	2013年度（平成25年度）
目標年	2030年度（令和12年度）
削減目標	二酸化炭素排出量を13%以上削減する
対象地域	安来市域全域
対象	市民・事業者・行政

地球温暖化の原因とされている温室効果ガスのうち、エネルギーを使用した際に発生する二酸化炭素が最も影響が大きいとされており、本計画では対象となる温室効果ガスを二酸化炭素に定め、対象部門を次のとおりとします。

項目	設定		
対象ガス	エネルギー起源 CO ₂ 廃棄物起源 CO ₂		
対象部門	産業部門	農林業	
		建設・鉱業	
		製造業	
	民生部門	家庭部門	
		業務部門	
	運輸部門	自動車	旅客
			貨物
鉄道			
廃棄物部門（一般廃棄物）			

第 3 章 二酸化炭素排出量の現況推計と削減目標

1 現況推計

温室効果ガス排出量の推計にあたっては、地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）に準じて算出しています。排出量は「千 t-CO₂」として二酸化炭素に換算して表記しています。詳しい算出方法は資料編に掲載しています。

1) 二酸化炭素総排出量の推計

安来市における二酸化炭素の総排出量は、現況年となる 2017 年は 519.7 千 t-CO₂ となり、基準年である 2013 年に比べて 3.7% 減少しています。これまでの推移としては、2008 年の景気後退による影響で、2009 年の二酸化炭素排出量が一時的に大きく減少し、近年は緩やかに減少する傾向にあります。

表 3. 1 安来市の二酸化炭素排出量の推移

	1990	1995	2000	2005	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2013年比
産業部門	296.0	215.0	260.7	301.6	215.3	330.6	303.7	311.8	310.7	324.0	288.1	294.2	300.9	-3.2%
製造業	288.1	204.8	252.0	293.2	204.4	318.4	291.4	305.2	304.3	317.1	281.2	287.4	293.7	-3.5%
建設業・鉱業	7.3	9.7	7.9	5.9	4.5	5.7	4.6	5.3	5.2	5.0	5.1	5.0	5.1	-1.9%
農林水産業	0.6	0.5	0.8	2.5	6.4	6.5	7.7	1.3	1.2	1.9	1.8	1.8	2.1	75.0%
民生業務部門	51.8	66.6	72.7	79.5	62.2	71.0	65.0	68.9	67.0	64.5	65.8	66.6	60.4	-9.9%
民生家庭部門	55.9	67.6	72.5	75.6	70.6	82.8	76.6	86.4	74.8	75.9	66.8	72.1	78.3	4.7%
運輸部門	81.4	95.2	101.4	95.8	88.2	88.3	86.5	86.1	84.4	81.5	80.3	78.9	77.4	-8.3%
自動車	78.4	92.3	98.8	93.2	85.7	85.7	83.6	82.9	81.2	78.5	77.4	76.1	74.7	-8.0%
鉄道	3.0	2.9	2.6	2.6	2.5	2.6	2.9	3.2	3.2	3.0	2.9	2.8	2.7	-15.6%
廃棄物部門	1.5	—	—	—	1.5	2.1	2.3	3.3	2.8	4.0	2.1	3.1	2.7	-3.6%
合計	486.6	444.4	507.3	552.5	437.8	574.8	534.1	556.5	539.7	549.9	503.1	514.9	519.7	-3.7%

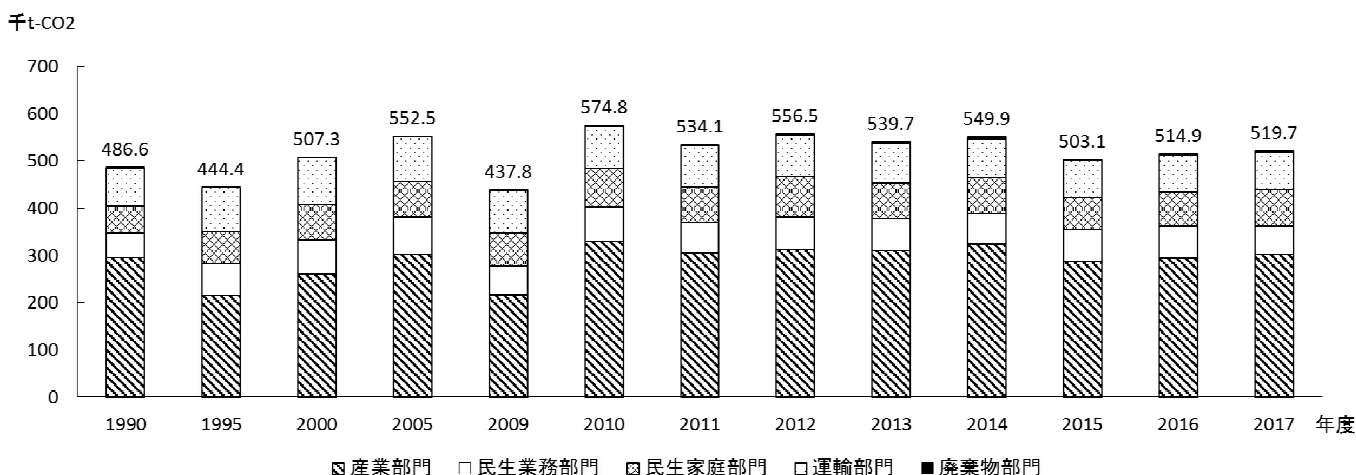


図 3.1 安来市の二酸化炭素総排出量の推移

2) 部門別二酸化炭素排出量の傾向

二酸化炭素総排出量に占める各部門の内訳は次の通りです。1990年以降は、民生業務部門、民生家庭部門が増加傾向にあります。

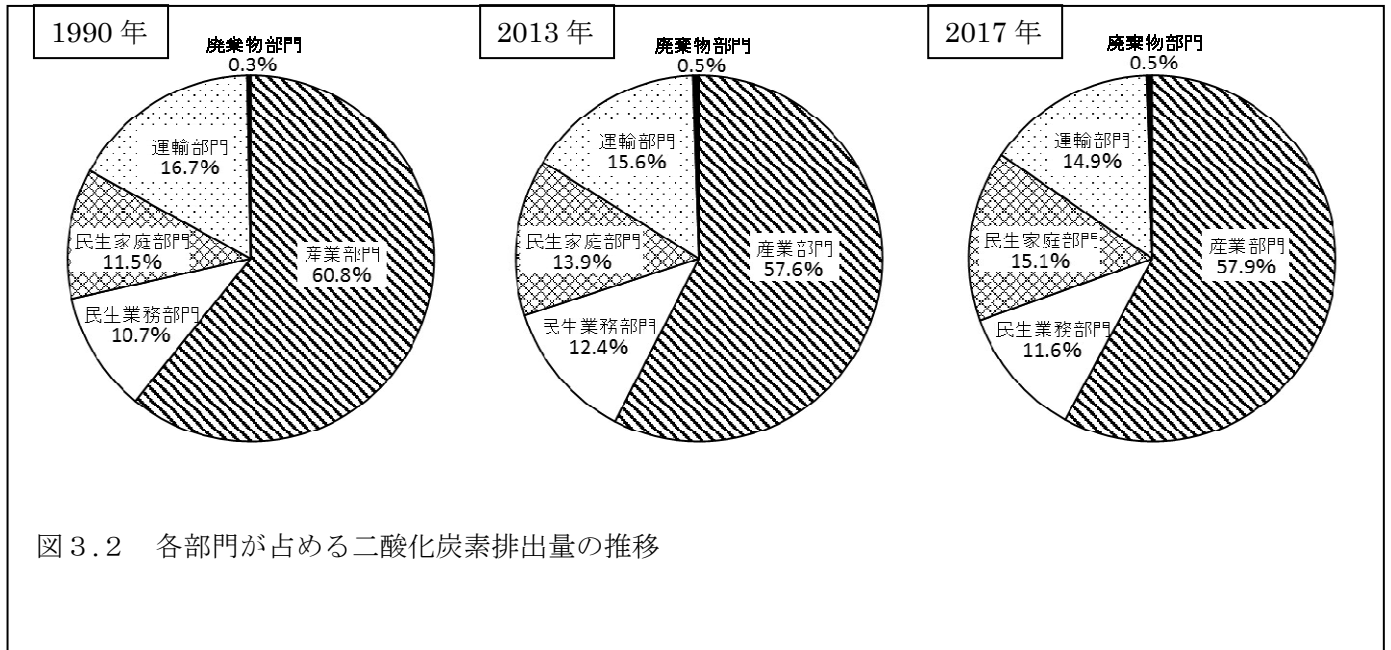


図 3.2 各部門が占める二酸化炭素排出量の推移

安来市と島根県の 2017 年の部門別二酸化炭素排出量割合の比較を図 3.3 に示しています。安来市の特徴として、産業部門が占める割合が多いことがあげられます。

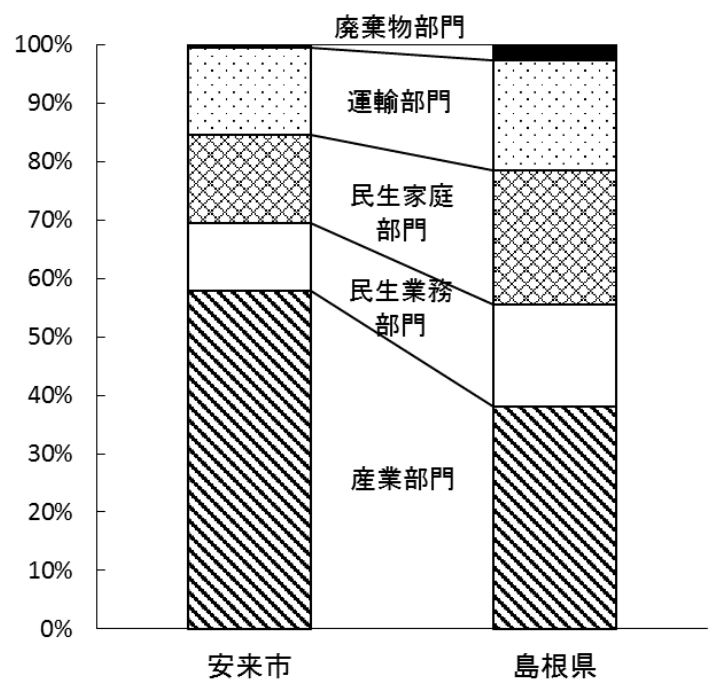


図 3.3 安来市と島根県の部門別排出量割合比較

◆産業部門

排出量は基準年比で 3.2%減少しています。

製造品出荷額が緩やかな増加傾向となっているにもかかわらず、排出量は増減を繰り返しつつ、横ばい傾向となっています。これは、省エネ設備などの普及や石油製品の使用が減少したことが要因と考えられます。

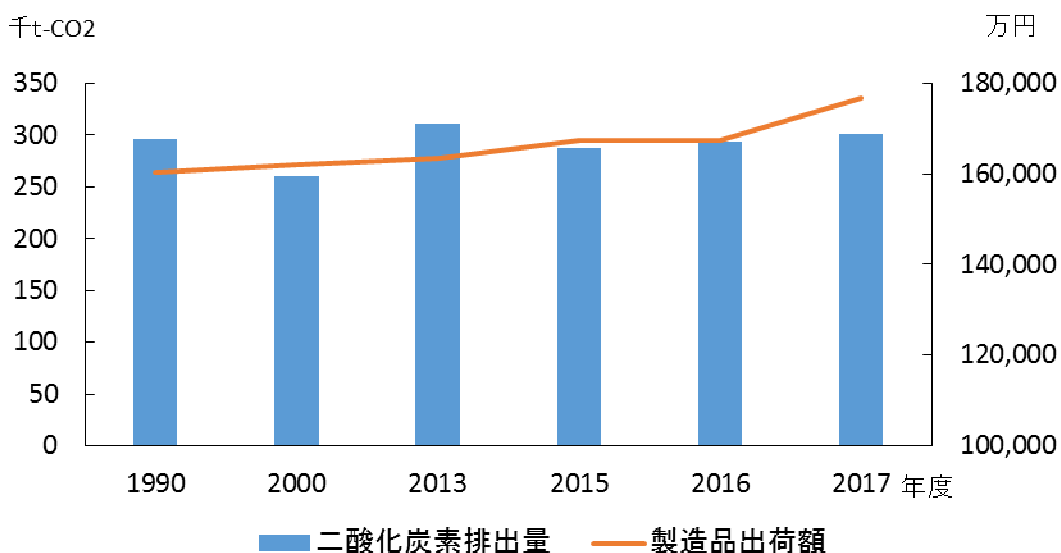


図 3.4 産業部門の二酸化炭素排出量及び製造品出荷額の推移

◆民生業務部門

排出量は基準年比で 9.9%減少しています。

1990 年から 2000 年にかけては、卸小事業や事務所などの増加に伴い OA 機器などの使用が増え、排出量は増加傾向にありました。しかし、近年は緩やかな減少傾向となっていることから、省エネ設備などの普及が進んでいると考えられます。

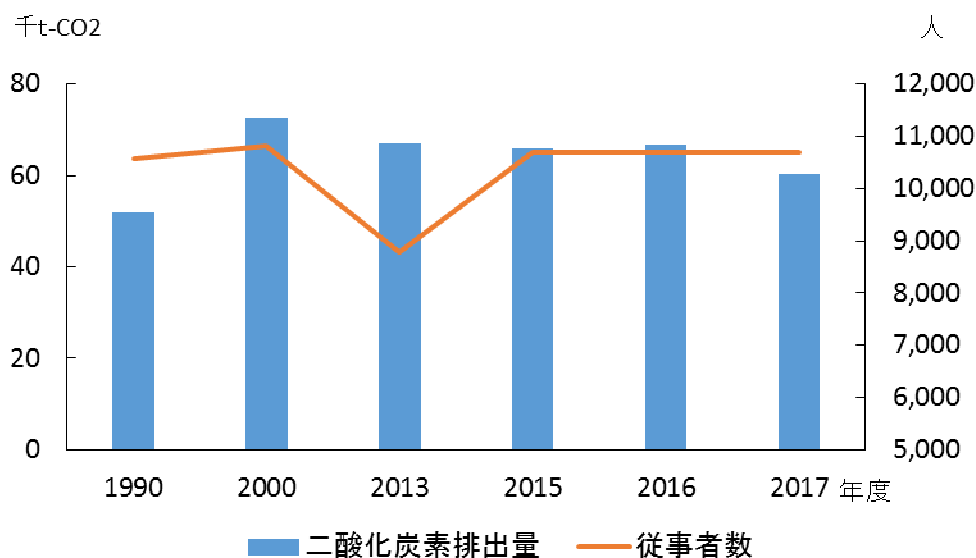


図 3.5 民生業務部門の二酸化炭素排出量及び従事者数の推移

◆民生家庭部門

排出量は基準年比で 4.7%増加しています。

1990 年から 2000 年にかけては、世帯数の増加に伴う家電製品の普及や保有台数の増加により、排出量は増加する傾向にありました。しかし、近年は世帯数が増加しているにもかかわらず排出量は横ばい傾向となっていることから、省エネ家電などの普及が進んでいると考えられます。

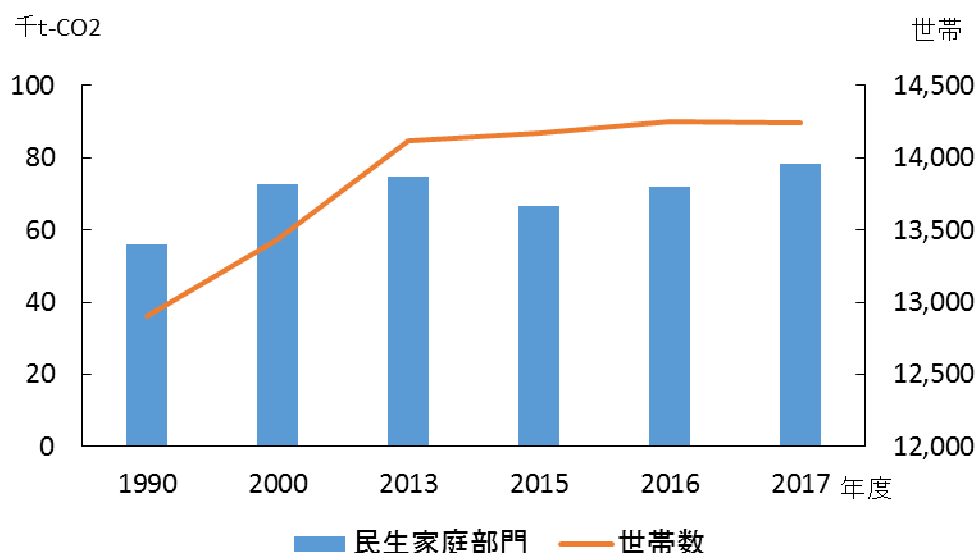


図 3.6 民生家庭部門の二酸化炭素排出量及び世帯数の推移

◆運輸部門

排出量は基準年比で 8.3%減少しています。

1990 年から 2000 年は自動車保有台数の増加に伴い、排出量も増加する傾向にありました。しかし、2000 年以降は自動車保有台数が横ばいの傾向に対し、排出量は徐々に減少する傾向にあります。これは、自動車の燃費性能の向上、エコドライブの普及、運輸業者の輸送率向上などが要因として考えられます。

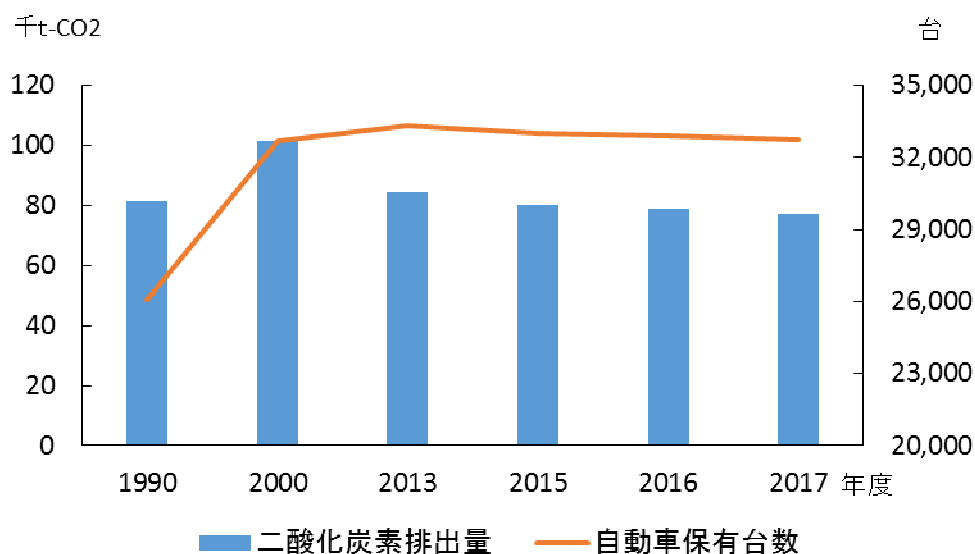


図 3.7 運輸部門の二酸化炭素排出量及び自動車保有台数の推移

◆排出量の増減要因について

二酸化炭素の排出量は、各種統計資料から算出しているため、様々な要因によって増加・減少します。部門別に考えられる要素と、排出量の増減の関係については次のとおりです。

部門	要素	排出量の増減との関係
共通	電気の排出係数	電気事業者の排出係数の増加は電力の使用に伴う CO ₂ 排出量の増加につながります。
産業	事業所数	事業所数の増加は排出量の増加につながります。
	製品出荷額	出荷額の増加は排出量の増加につながります。
家庭	世帯数	世帯数の増加は家電機器等の使用台数や使用時間の増加を伴い、排出量の増加につながります。
	夏季の気温	夏季の気温が平年より高い場合、エアコンの使用時間が長くなり、排出量の増加につながります。
	冬季の気温	冬季の気温が平年より高い場合、暖房機器の使用時間が短くなり、給湯器の入口水温が上がるため、排出量の減少につながります。
	住宅構造	集合住宅の比率が高くなると世帯あたりの排出量は減少につながります。
	省エネ家電等の普及	省エネ家電の導入割合の増加は、排出量の減少につながります。
業務	床面積	床面積の増加は OA 機器等の増加を伴い、排出量の増加につながります。
	夏季の気温	夏季の気温が平年より高い場合、冷房機器の負荷が増え、排出量の増加につながります。
	冬季の気温	冬季の気温が平年より高い場合、暖房機器の付加が減り、排出量の減少につながります。
	省エネ型 OA 機器の普及率	省エネ型 OA 機器の導入割合の増加は、排出量の減少につながります。
運輸	自動車台数	自動車の台数の増加は、排出量の増加につながります。
	バス・鉄道の整備	バスや鉄道といった公共交通機関が新たに整備されると、その輸送機関からの排出量は増加となりますが、相対的に自家用車の使用が減ることにより、自動車からの排出が減少する可能性があります。
	次世代自動車の普及率	燃費の良い自動車の導入割合の増加は、排出量の減少につながります。
廃棄物	人口	人口の増加は廃棄物処理量の増加を伴い、排出量の増加につながります。

1) 安来市の二酸化炭素排出量の将来予測

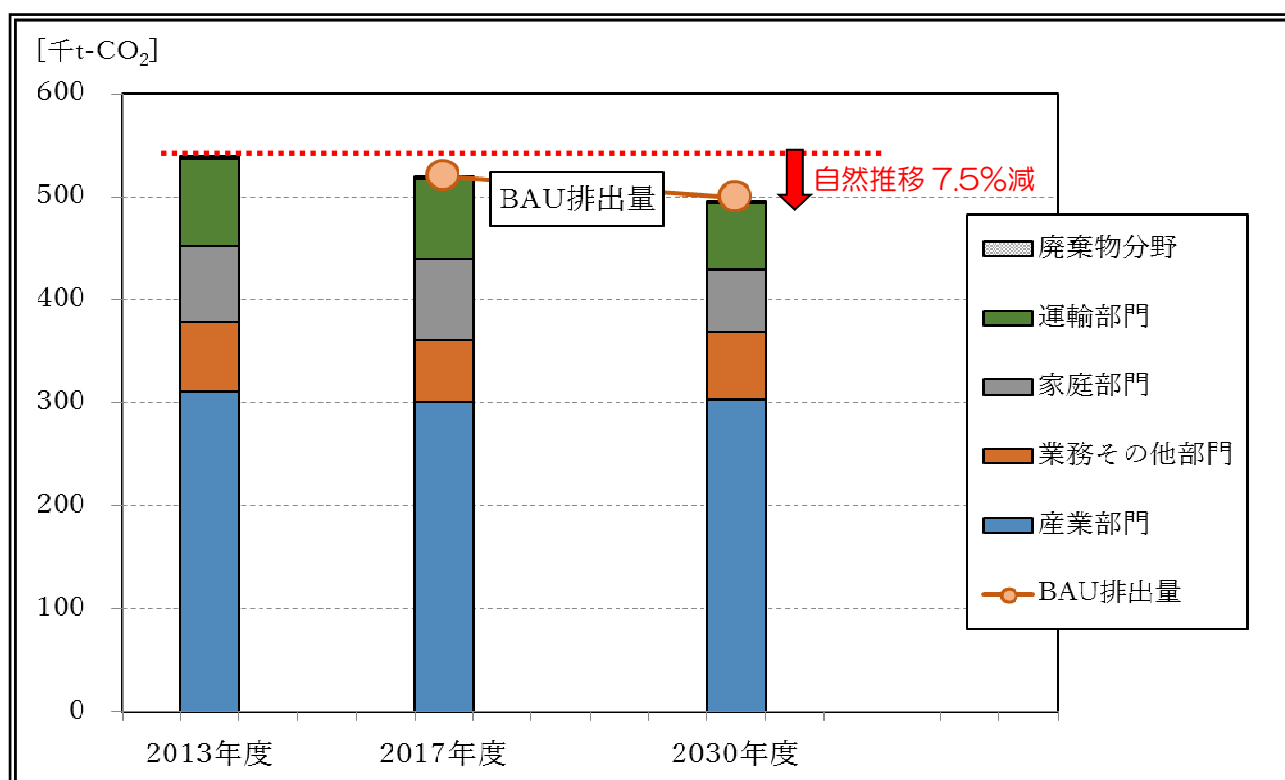
現状^{すうせい}趨勢排出量(BAU 排出量)として、安来市の2017年度における温室効果ガス排出量に基づき、今後、新たな温暖化対策が講じられないと仮定し、2030年度における将来推計を行いました。

2030年は499.2千t-CO₂で2013年に比べ7.5%減少と予測されます。これは市の将来人口が減少する予測に基づき、活動量の低下となると仮定して算出しています。なお、「産業部門」「業務部門」については現状の経済活動が維持されていると想定し、直近5年間の平均としました。

区 分		温室効果ガス排出量(千 t-CO ₂)			基準年比
		基準年 (2013年 度)	現況年 (2017年度)	BAU 排出量 (2030年度)	
CO ₂	産業部門	310.7	300.9	303.6	△2.3%
	家庭部門	74.8	78.3	64.6	△13.6%
	業務部門	67.0	60.4	64.9	△3.1%
	運輸部門	84.4	77.4	63.9	△24.3%
	廃棄物部門	2.8	2.7	2.2	△21.4%
合 計		539.7	519.7	499.2	△7.5%
人 口		41,026	39,199	32,342	△21.2%

※2030年度の将来人口は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の市区町村別将来推計人口」より引用)

※BAU 排出量＝現状排出量×目標活動量÷現状活動量



3 削減目標

前頁で示した将来推計（BAU 推計）に加え、国の「地球温暖化対策計画」で示す各部門の削減対策を協調して施策展開を取り組むことを踏まえて、温室効果ガスの削減目標を設定しました。

家庭部門・業務部門・運輸部門については、国等の施策を推進することにより下表で示すと通りの温室効果ガスの削減量が見込まれます。産業部門については温室効果ガス排出量の算定上、製造品出荷額が大きく影響するため削減量見込みには含まず目標設定を行いました。

安来市として、家庭部門・業務部門・運輸部門における温室効果ガス削減対策を中心とした施策展開を行うことで、2013 年度比 13%以上の削減を目指します。

○国等と連携して進める各種省エネルギー対策

部門	主要な施策	削減見込量
家庭部門	住宅の省エネ化(新築住宅における省エネ基準適合の推進)	△13.3
	住宅の省エネ化(既存住宅の断熱改修の推進)	
	高効率な省エネルギー機器の普及(高効率給湯器・高効率照明)	
	トップランナー制度等による機器の省エネ性能	
	HEMS・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	
業務部門	高効率な省エネルギー機器の導入(高効率給湯器・高効率照明・冷媒管理技術)	△7.5
	トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	
	BEMS の活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施	
運輸部門	国民運動の推進(エコドライブ(乗用車、自家用貨物車))	△8.8
	次世代自動車の普及、燃費改善	

(単位：千 t-CO₂)

○温室効果ガス排出量の削減見込

部門	2013 年排出量	BAU 推計削減量 (2013 年比)	対策による 削減見込量 (2013 年比)	2030 年 排出目標量 (2013 年比)
産業部門	310.7	△7.1	-	303.6
家庭部門	74.8	△10.2	△13.3	51.3
業務部門	67.0	△2.1	△7.5	57.4
運輸部門	84.4	△20.5	△8.8	55.1
廃棄物部門	2.8	△0.6	-	2.2
合計	539.7	△40.5 (△7.5%)	△29.6 (△5.5%)	469.6 (△13.0%)

(単位：千 t-CO₂)

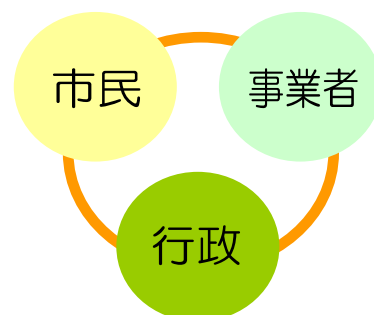
2030年の二酸化炭素総排出量を

2013年に比べて13%以上削減を目指します

第 4 章 二酸化炭素排出量の削減に向けた施策と取り組み (地球温暖化への緩和策)

1 それぞれの役割

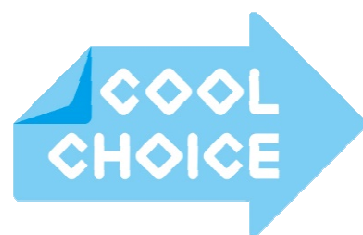
二酸化炭素排出削減に向けた取り組みを効果的・効率的に進めていくためには、国や島根県の温暖化対策と連携して行うとともに、市民・事業者・行政のそれぞれの主体が一体となって協働の取り組みを進め、発展しつつも環境負荷の少ない持続可能な新たな地域社会の構築が必要となります。



◆ 「市民」の基本的役割

市民一人ひとりが、日常生活と地球温暖化との関わりを認識し、省エネルギー、省資源、環境に配慮した取り組みを家庭や職場で実践し、省エネライフスタイル*への転換・定着が求められます。

省エネライフスタイルの実践としては、政府が掲げる地球温暖化対策の国民運動「COOL CHOICE」の旗印のもと、クールビズやウォームビズの取り組み、照明のLED化や省エネ性能の高い家電製品への買い替え、エコドライブや次世代自動車（EV自動車など）への買い替えなどが推進されています。また住宅の高断熱・高气密化によって「夏涼しく、冬暖かい」健康で快適な住宅への新築・リフォームも推奨されています。



◆ 「事業者」の基本的役割

温暖化対策を事業活動の一つとして位置づけ、地球温暖化対策が経営改善に結びつくための取り組みを推進し、業績を伸ばしながら単位あたりの二酸化炭素排出量を削減していく取り組みが必要となります。

また、事業者は、製造等に伴い温室効果ガスを排出するとともに、市民が日常生活で利用する製品等を製造・販売する立場にあることから、それぞれの事業内容に照らしながら効果的な地球温暖化対策を自主的かつ積極的に実施していくことが必要です。特に、従業員等への環境教育の推進、温室効果ガスの排出の少ない製品の開発や廃棄物の減量化策などの環境面での対策や取り組みに努めるとともに、事業者自らの社会的責任を果たすため環境と共生した企業経営を追求していく必要があります。

◆ 「行政」の基本的役割

安来市は「市民」「事業者」との地域における最も身近な公的セクターとして、安来市地球温暖化対策地域協議会と協力・協働し、地域の特性を捉えた対策を実施していきます。

主に、次世代を担う子どもたちへの環境教育の支援、年々変化する地球温暖化対策に関する情報の普及啓発、市民・事業者への活動支援、地域資源をいかした再生可能エネルギー利用の導入など、より地域に密着した地球温暖化対策を国や島根県と連携しながら推進していきます。

① 脱炭素社会に向けたライフスタイルの転換

政府が掲げる 2050 年カーボンニュートラルの実現（2050 年に温室効果ガスの排出を実質ゼロにする）には、市民一人ひとりのライフスタイルを脱炭素型に転換していく必要があります。省エネライフスタイルとして、商品・製品を購入する際やサービスを受けるときに環境を配慮したものを選択する。家庭での暖冷房エネルギーを少なくするために、住宅の断熱性能を向上するなど、市民・事業者の一人ひとりが日常の中で快適性・利便性を高めつつ環境への配慮を実践することが大切です。

◆具体的な取り組み

家庭向け太陽光発電・太陽熱利用設備・蓄電設備の利用促進

市域の太陽光発電・太陽熱利用設備・蓄電設備の普及啓発を図るとともに、設備導入の支援を行っていきます。

省エネ機器の導入促進

家庭での消費電力を少なくすることは、家庭でできる温暖化対策の一つです。照明器具を LED 照明に交換することや、電気製品を購入するときに省エネ性能が高い商品を選ぶことで、消費電力を少なくするとともに電気料金の節約になります。

統一省エネラベルなど省エネ機器選択の目安となる仕組みや制度、機器の性能などに関する情報を提供し省エネ機器の導入を促進していきます。

エコドライブの推進

急発信・急加速をしないことや、アイドリングストップなどを意識して自動車を運転することで、温室効果ガスの排出量の削減と燃費の改善につながる環境にやさしいエコドライブを実践していることとなります。こうした情報を積極的に発信していきます。

省エネ住宅の普及促進

住まいに係る取り組みとして、断熱性能の高い住宅の建築や既存住宅の断熱改修、省エネ型の設備の導入により暖冷房エネルギー量などを下げていくことが重要です。住宅の断熱性能を向上することで快適性を高めつつ、電力使用量や電気料金を抑えることができ大きな効果を得ることができます。また、冬期に家全体の寒暖差が小さくなりヒートショックの予防にもつながります。国が進める「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）」の普及促進を図っていきます。

一人ひとりの省エネ行動の普及啓発

本計画「資料編」に掲載した「一人ひとりの省エネ行動」について、市民・事業者に行動を実践してもらうための普及啓発を行っていきます。



② 環境教育の推進

地球温暖化対策の推進には、子どもから大人まで全ての市民を対象に、地球温暖化問題に対する認識とその対策の普及啓発する必要があります。環境教育・環境学習などを通じて、多くの市民に環境問題に関心を持ってもらい、自ら考え、課題や展望を見出し、具体的な行動に結びつけていくことが大切です。

特に、将来を担う子どもたちに対する環境教育の充実が重要であり、各自が地域の人々と積極的に関わり、社会に役立つという意識を高めていくことが求められています。持続可能な社会の実現を目指し、発達段階に応じた環境教育の推進を図ることが、大人になっても環境問題に関心を持ち、環境の保全やより良い環境の創造に向け、生涯に渡って主体的に行動できる能力や態度を育成することに繋がります。また、家庭内における家族への波及なども期待できます。

◆具体的な取り組み

多様な媒体を活用した情報発信

より多くの市民が年齢層を問わず、地球温暖化に関する情報を入手することができるように、ホームページや広報誌、ケーブルテレビやインターネットなどの情報発信ツールを活用した環境啓発を行っていきます。また、環境イベントとして「やすぎ環境フェア」を開催し、年々変化する環境問題に関する情報発信の充実に努めます。

出前講座の実施

地球温暖化をテーマとした出前講座を実施し、行政からの情報発信とあわせて市民からの温暖化対策に関する意見や提案などを受け場を提供していきます。

環境イラストコンテストの実施

市内小中学生への地球温暖化などの自然環境意識の向上を目的として、夏休みの課題として環境イラストコンテストを実施していきます。

環境授業の提供

安来市地球温暖化対策地域協議会の委員と協働して環境教育授業を提供できる体制を構築し、市内教育機関での環境教育の充実を図っていきます。

環境活動に対する支援

市内の環境保全活動を推進している団体を支援し、環境に配慮した地域づくりを推進していきます。また、市内小学校が行う環境学習の活動支援も行っていきます。

木育の支援

木育（もくいく）とは、子どもの頃から木に触れたり、木で何かを作ったりすることなどを通じて木への愛着を深めるとともに、森林や環境に思いをめぐらせ「木を使うこと」や「環境を守ること」の大切さを学ぶ教育活動です。豊かな森林の保全の観点からも木育活動の普及を図っていきます。



③ 脱炭素なまちづくり

日常生活に支障なく二酸化炭素排出量の少ない生活が送れるように、環境に配慮した地域環境の整備を進め、日々のエネルギーを効率的に使用できる地域を目指す必要があります。

安来市は面積が広く、移動手段の中でも自動車の利用が多いことから、環境にやさしい自動車の導入や公共交通機関等の利用率向上を目指した取り組みを行います。併せて、太陽光・水力・風力などの再生可能エネルギー施設の拡大についても地域環境に配慮しながら促進していきます

また、市全土の約70%は豊かな森林であり、二酸化炭素の吸収源として大きな役割を果たしていることは安来市の強みとも言えます。豊かな森林の保全や水質浄化なども地球温暖化対策の一つとして位置づけ取り組んでいきます。

◆具体的な取り組み

エコカーの普及促進

電気自動車やハイブリット車などのエコカー（環境性能に優れた自動車）の普及は、従来の自動車より燃費が良いことや温室効果ガスの排出量が少ないことから、温暖化対策の大変重要な施策のひとつです。国ではエコカーの導入に対する補助や税制の優遇措置など様々な施策を講じており、このような情報を積極的に発信していきます。

環境にやさしい交通環境の推進

広域生活バス（イエローバス）を含めた市内交通について、市民ニーズや地域事情により見直しを行い利便性の向上と交通空白地域の解消を図り、利用率の向上を目指していきます。

太陽光発電・水力発電・風力発電・その他の再生可能エネルギーの利用促進

再生可能エネルギーは枯渇しない自然的エネルギーから、日常生活で使用する電気・熱を生み出すシステムです。家庭や事業所を含め市域の建物へ広く普及・導入することにより、エネルギーの地産地消を目指して、地域環境に配慮した普及促進を図っていきます。

LED照明の普及促進

公共施設が率先してLED照明等を導入することにより各家庭等への普及啓発を行っていきます。また、市域における防犯灯などのLED照明の積極的な導入の支援をしていきます。

豊かな森林の保全

森林には、大気中の二酸化炭素の吸収源として重要な働きがあります。2019年（令和元年）から森林環境譲与税の交付が始まり、様々な森林保全施策が検討されています。適切な森林の整備を行うことで吸収源としての森林機能を高めるとともに、木材の有効活用、森林の再生など循環型林業を進めることで、地球温暖化対策と地域産業の活性化を図っていきます。

未利用エネルギーの検討

液体水素や地中熱などの利用促進は地球温暖化対策の一つとして国などで導入が進められています。国の施策展開を注視しながら利活用を検討していきます。



④ 循環型社会の形成

地球の限りある資源を有効かつ持続的に活用するためには、再利用や再資源化などの省資源、省エネルギーへと繋がる循環型社会の構築を目指す必要があります。廃棄物の発生を抑制する仕組みづくりや、あらたな資源としての利活用を検討し、安来市一般廃棄物処理基本計画*に基づいた資源循環を推進していきます。

特に近年、廃プラスチックによる世界的な海洋汚染が大きな問題になっています。ポイ捨てや不法投棄などによりプラスチックが海洋に流出し、沿岸に打ち上げられて美観を損ねるだけでなく、海洋に長期間存在することから海洋生物などにも影響を与えており、微細化したマイクロプラスチックによる生態系への影響も懸念されています。また、食品ロス削減も大きな課題となっており、国際的な動向にも留意しながら循環型社会の形成に向けて3Rの推進、廃棄物の適正処理の推進などに取り組んでいきます。

◆具体的な取り組み

3Rの推進

循環型社会形成推進基本法（循環基本法）では廃棄物の処理に関して、第一に発生抑制、第二に再利用、第三に再生利用、第四に熱回収、最後に適正処理を行うとする優先順位が示されています。その中でもごみの減量が最も重要視されています。3R（リデュース・リユース・リサイクル）というキーワードについて、その意味や取り組みの意義、重要性などについて、様々な媒体を通じて広く家庭や事業所に周知し、自ら積極的に取り組んでいただけるように啓発を行っていきます。

レジ袋の削減・マイバック持参の推進

安来市では「ごみの減量化・資源節約・温室効果ガスの削減」を目的に、協定を結んだ市内事業者の協力のもとで、2011年9月からレジ袋の無料配布をやめる取り組みを行ってきました。2020年7月には国内の全ての小売事業者などで提供されるプラスチック製レジ袋の有料化がスタートし「レジ袋削減・マイバック持参」の気運が全国的に広がっています。また、本市においては、レジ袋の有料販売で得た収益金について協定事業者から寄付をいただき、安来市地球温暖対策地域協議会を通じて市内小学校の環境学習に対する支援を行っています。引き続き事業者と協力しながら取り組みの推進を図っていきます。

バイオマスの推進

安来市バイオマスタウン構想では、竹・木質資源（間伐材・製材工場残材など）や食品廃棄物等の地域資源の利活用を市民、事業所、関係団体、行政の協働による推進を目指しています。また、地域性と普及性のあるバイオマス利活用を進めることにより、地域環境の保全を図るとともに、地域資源の地産地消を推進することで、資源循環型の地域社会を構築し産業振興の向上を図っていきます。

廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の不法投棄、不法焼却など不適正処理を防ぐため、指導や、監視カメラの設置などを地域住民と協力して行ってきましたが、不適正処理の根絶には至っていません。廃棄物の適正処理を確保する取り組みを行っていきます。

食品ロスの削減

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。日本の食品ロス量は年間に600万トンを超えており、事業系で約320万トン、家庭系で約280万トンと推計されています。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量（年間約320万トン）の約2倍となります。食品が廃棄される理由として、家庭では食べ残しや食べられる部分までの過剰な除去、賞味期限切れなどによる手つかずのままの食品廃棄などがあります。事業所からは、規格外品や返品、過剰仕入れによる売れ残り、外食での食べ残しなどが挙げられます。

食品ロスを削減するためには、日常の家庭生活で食品ロスが出ないようにする意識が重要ですが、食品を買うお店、外食時でも食品ロスを減らすことを意識することも大切です。例えば商店などでは、陳列されている商品を奥から取らずに賞味期限の順番に購入する、包装資材などに少しのキズ・汚れがあっても中身に問題がなければ購入する。外食では、食べきれる分量を注文して食べ残しを出さないなどの行動が削減につながります。食べ物を無駄にしない意識の醸成と定着を図る取り組みを行っていきます。

お買物編	ご家庭編	外食編	宴会編
<p>1 買物前に、食材をチェック</p> <p>買物前に、冷蔵庫や食品庫にある食材を確認する</p> <p>▶ メモ書きや携帯・スマホで撮影し、買物時の参考にする。</p>  <p>2 必要な分だけ買う</p> <p>使う分・食べられる量だけ買う</p> <p>▶ まとめ買いを避け、必要な分だけ買って、食べきる</p>  <p>3 期限表示を知って、賢く買う</p> <p>利用予定と照らして、期限表示を確認する</p> <p>▶ すぐ使う食品は、棚の手前から取る</p> 	<p>1 適切に保存する</p> <p>▶ 食品に記載された保存方法に従って保存する</p> <p>▶ 野菜は、冷凍・乾燥などで下処理し、ストックする</p>  <p>2 食材を上手に使いきる</p> <p>▶ 残っている食材から使う</p> <p>▶ 作り過ぎて残った料理は、リメイクレシピなどで工夫する</p>  <p>クックパッド消費者庁のキッチンリメイクや食材を使いきるレシピを参考にしてみよう。詳しくはQRコードへ</p>  <p>3 食べきれる量を作る</p> <p>▶ 体調や健康、家族の予定も配慮する</p> 	<p>1 店選び</p> <p>食品ロス削減に積極的に取り組む店を選ぶ</p> <p>▶ 料理の量を選べる店</p>  <p>2 注文</p> <p>食べられる分だけ注文する</p> <p>▶ 小盛りメニューやハーフサイズを活用</p>  <p>3 食事</p> <p>料理をおいしく食べきる</p> <p>▶ みんなでシェアして食べきり</p> 	<p>1 味わいタイム</p> <p>▶ 乾杯後30分はできたて料理を楽しむ</p>  <p>2 楽しみタイム</p> <p>▶ 料理を食べることも忘れず、全員で親睦を深める</p>  <p>3 食べきりタイム</p> <p>▶ お開き前の10分間は、もう一度料理を楽しむ</p> <p>▶ 幹事は「食べきり」を呼び掛ける</p> 


 食べものに、もったいないを、もういちど。
 NO-FOODLOSS PROJECT

11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任 つかう責任



14 海の豊かさを 守ろう



第 5 章 地球温暖化への適応策

1 地球温暖化への適応策

1) 適応策とは

近年、強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象による災害が世界各地で発生し、甚大な被害を引き起こしていることが報告されています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第 5 次評価報告書においては、1950 年代以降に観測された変化の多くは、数十年から数千年にわたって前例のないものであること、また、すでに気候変動は自然及び人間社会に影響を与えており、温暖化の程度の増大に伴い、深刻で広範囲にわたる不可逆的な影響が生じる可能性が高まることが指摘されています。

そして、将来的には、たとえ温室効果ガスの排出が停止したとしても、気候変動の特徴の大部分は何世紀にもわたって持続すると予想されていることから、今後は温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」に加え、既に生じつつあるリスクへの「適応」を進めることが求められています。

国では 2015 年に、政府として初となる気候変動への計画「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定し、気候変動の影響による被害を軽減あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築を目指すとしています。また、2018 年 2 月には「気候変動適応法案」が閣議決定され、都道府県及び市町村において地域気候変動適応計画の策定等が努力義務とされました。

「緩和策」は温室効果ガスの排出を抑制する取り組みであるのに対し、「適応策」は既に生じつつある、あるいは将来起こりうる気候変動の影響を軽減・回避等することを目的とした取り組みです。気候変動の影響は、地域の社会的自然的条件により異なることから、地域の特性に応じた適応策が求められます。



2) 気候変動の影響と適応策

環境省における中央環境審議会では「日本における気候変動による影響評価に関する報告と今後の課題について」が取りまとめられ、この中で、我が国において重大性が特に大きく、緊急性も高いことに加え、確信度も高いと評価された項目は「水稻」「果樹」「病害虫・雑草」「洪水」「高潮・高波」「熱中症」等の9つでした。こうした評価を背景として、いかなる気候変動の影響が生じて、適応策の推進を通じて安全・安心で持続可能な社会の構築を目指していきます。

①農林水産業

【現在の影響・将来予測される影響】

- 水稻の品質低下（白未熟粒の発生、一等米比率の低下など）
- 野菜・果樹などの着色不良や着色遅延
- 生育適温が高い病害虫の発生
- 高齢林での強風などによる倒木の増加

【適応策】

- 高温耐性品種の導入・普及を検討
- 病害虫の多様性に係る情報発信
- 森林整備を推進し山地災害の防止を図る

②水環境・水資源

【現在の影響・将来予測される影響】

- 中海やダム湖の溶存酸素量の低下や水質の変化（アオコ・赤潮の発生など）
- 渇水リスクの増加

【適応策】

- 国などが行う公共水域でのモニタリング情報の発信
- 市域河川の水質調査を実施し水質の変化を把握
- 渇水の恐れのある早い段階から関係機関と連携し情報を発信
- 節水に関する情報の啓発

③自然生態系

【現在の影響・将来予測される影響】

- 鳥獣類の生息数の増減、生息域の変動
- 外来生物の分布拡大や定着

【適応策】

- 野生生物の生息・分布を把握するために関係機関と協力して実態を把握
- 有害鳥獣からの被害対策の推進

④自然災害

【現在の影響・将来予測される影響】

- 豪雨による土石流やがけ崩れなどの土砂災害の増加
- 短時間豪雨などによる浸水被害の増加
- 海水温の上昇による高潮の増加

【適応策】

- 「やすぎ市民防災マップ」を活用した浸水区域・避難場所・災害に関する知識の周知
- 自主防災組織の育成強化による地域防災力の向上

⑤健康

【現在の影響・将来予測される影響】

- 暑熱による熱中症の増加
- 感染症を媒介する蚊など生息域拡大
- 光化学オキシダントやPM2.5の高濃度化による健康被害の増加

【適応策】

- 熱中症に関する予防・対処方法の情報提供
- 小中学校や保育施設へのエアコンの設置
- デング熱等の感染症についての注意喚起と予防啓発
- 光化学オキシダントやPM2.5に関する注意喚起

⑥市民生活・経済活動


【現在の影響・将来予測される影響】

- 強い台風や短時間豪雨の増加によるライフラインへの影響（停電、浸水等）
- 暑熱による屋外活動への影響
- 熱帯夜日数の増加による睡眠障害など生活への影響


【適応策】

- 橋梁の長寿命化、道路施設の点検修繕による災害防除対策を推進
- 水道施設などの老朽管の自然災害にも耐えられる耐震化を推進
- 気象庁の「高温注意情報」などの注意喚起
- 居住環境やライフスタイルを工夫して健康維持に努めるための情報の提供

地球温暖化が進むと



降水・極端な降水



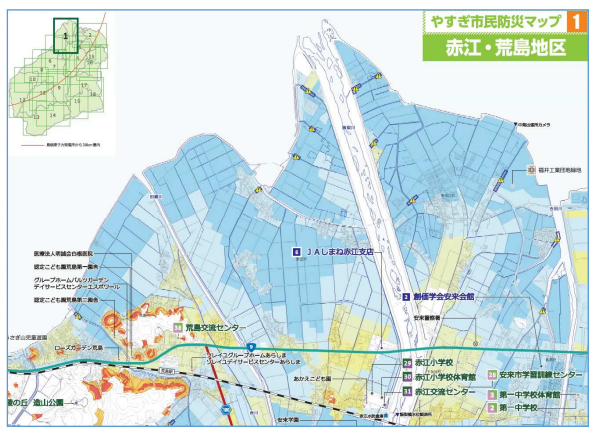
破壊的な台風、
発達した低気圧

などが発生！

備える

安全な場所を確認

自分の地域の洪水ハザード
マップなどを確認しておく



地球温暖化防止
communicator

第 6 章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進

1) 安来市地球温暖化対策地域協議会

計画の推進にあたり、「市民」「事業者」「行政」の協働の取り組みが必要となります。安来市では、平成 21 年 7 月に法第 26 条第 1 項の規定に基づき、市内の市民・事業者等の様々な主体から構成される安来市地球温暖化対策地域協議会*を設置しました。

この協議会と連携しながら、地域の実情にあった温暖化対策について協議、推進を図っていきます。

2) 国、島根県、周辺自治体との連携

国や島根県が実施する温暖化対策と連携した施策を実施することで、効果的で効率的な対策を推進することができます。また、中海圏域等の周辺自治体と情報交換や意見交換を行い、協力体制を構築する中で、連携事業等も視野に入れ進めていきます。

3) 島根県の推進組織

島根県の推進組織として、島根県地球温暖化対策協議会*、島根県地球温暖化防止活動推進センター*、島根県地球温暖化防止活動推進員*があります。

こうした推進組織等と相互協力のもと、地球温暖化対策の普及・啓発活動を効果的に進めていきます。

2 計画の進行管理

目標の達成状況を把握するため、市内の二酸化炭素排出量を定期的に算定し、その結果を市のホームページなどを通じて広く公表します。

また、毎年度、実施計画を定め、安来市地球温暖化対策地域協議会とともに施策を展開、評価、点検していきます。

また、今後の温室効果ガス排出量の推移、地球温暖化対策に関わる国内外の動向、我が国のエネルギー政策方針など、状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

